

## 相模原市SDGs連携推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはらSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）が中心となり、他のパートナー又は事業者・団体等との連携により、SDGsの達成や地域課題の解決に向けて先進的に取り組む事業に必要な経費を補助することにより、新たな連携の創出や本市におけるSDGsの取組を推進することを目的に補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付年度の3月末日までに完了するもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) パートナーが中心となり、他のパートナー又は事業者・団体等と連携して実施する事業
- (2) SDGsの達成に資することが明確な事業
- (3) 新規に実施する事業又は既存事業に新たな視点や工夫を加えた事業
- (4) 市内で実施される事業
- (5) 令和5年9月30日時点で事業の全てが完了していない事業

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 政治活動、宗教活動を目的とした事業
- (2) 法令及び公序良俗に反する事業
- (3) 本市または本市の関連団体等から補助等を受けている又は受ける予定のある事業  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、申請日時点においてパートナーである又はパートナー登録申請中で登録の見込みがある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法人のうち、代表者又は役員のうち相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者がいる者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条に掲げる補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の補助率は、補助対象経費の10/10とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の限度額は1事業あたり50万円とする。

3 補助金の額の算定において、1,000円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、相模原市SDGs連携推進事業補助金交付申請書に必要な添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者が一会計年度に申請できる数は1事業までとする。

3 規則第4条第2項の規定により同条第1項第3号及び第4号に掲げる書類は、その添付を省略させるものとする。

4 市長は、規則第5条第1項の規定による審査等の結果、補助金等の不交付を決定したときは、補助金等不交付決定通知書により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別に定める相模原市SDGs連携推進事業補助金審査委員会において補助対象事業を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知をするものとする。

2 市長は、審査に際し必要があると認めるときは、前条の書類について申請者に説明及び資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

3 市長は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加え、補助金の交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付申請の変更又は中止)

第9条 規則第10条第3項の規定による交付の決定の内容の変更は、補助対象経費の額の増額については行わないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業等の完了後、速やかに行わなければならない。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収証又は支払を証する証拠書類の写し
- (2) 補助事業等を実施したことを証する資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の方法)

第11条 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関の預貯金口座に口座振替の方法により行う。

(様式)

第12条 この補助金の申請等に係る書類の様式は次のとおりとする。

相模原市SDGs連携推進事業補助金交付申請書	第1号様式
事業計画書	第1号様式の1
収支予算書	第1号様式の2
相模原市SDGs連携推進事業補助金交付決定通知書	第2号様式
相模原市SDGs連携推進事業補助金不交付決定通知書	第3号様式
相模原市SDGs連携推進事業計画変更(中止・廃止)申請書	第4号様式
相模原市SDGs連携推進事業補助金交付決定取消(変更)通知書	第5号様式
相模原市SDGs連携推進事業実績報告書	第6号様式
実施報告書	第6号様式の1
収支決算書	第6号様式の2
相模原市SDGs連携推進事業補助金の額確定通知書	第7号様式
相模原市SDGs連携推進事業補助金交付請求書	第8号様式

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年8月29日から施行する。

### 別表(第4条関係)

区 分	内 容
謝金	外部講師、ボランティア等に対する謝金
使用料	施設や設備等の使用料 等
印刷製本費	チラシ・ポスター等の作成費 等
物品購入費	消耗品、備品購入費等 ※パソコン、カメラ等補助事業以外に恒常的に使用可能な備品を除く。
通信費	切手、はがき代、その他郵送費 等
委託費	補助事業の一部について外部に委託をするための経費
その他経費	上記の他、市長が特に必要と認める経費

## 相模原市SDGs連携推進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

名称

代表者職・氏名

住所

上記補助金の交付について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第4条第1項の規定により、次の添付書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

補助金の申請にあたり、申請者は下記について確認、同意しています。

相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31条）に規定する暴力団や、代表者、役員又はその他事業に携わるものに、暴力団に該当するものがある法人等ではありません。また、確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

# 事業計画書

事業の名称									
①事業の内容									
②事業の目的と効果									
③事業スケジュール									
④事業のアピールポイント									
関連するSDGsの ゴール	1 貧困をなくそう	2 真実をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を实現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーもみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナースHIPで目標を達成しよう	

連携 団体 ①	連携団体名	
	代表者職・氏名	
	住所	
	本事業における役割	
連携 団体 ②	連携団体名	
	代表者職・氏名	
	住所	
	本事業における役割	
連携 団体 ③	連携団体名	
	代表者職・氏名	
	住所	
	本事業における役割	
連携 団体 ④	連携団体名	
	代表者職・氏名	
	住所	
	本事業における役割	
連携 団体 ⑤	連携団体名	
	代表者職・氏名	
	住所	
	本事業における役割	

※記入欄は適宜追加・拡張し、詳細を記載してください。  
 ※企画書、チラシ等事業に関する補足資料を適宜添付してください。

## 収支予算書

### 【収入】

区 分	金 額	備 考
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

※市補助金の額は補助対象経費以内とすること。

※市補助金の額に千円未満の補助金が生じるときは、その端数は切り捨てること。

### 【支出】

区 分	金 額	積算内訳
謝金		
使用料		
印刷製本費		
物品購入費		
通信費		
委託費		
その他経費		
計		

※消費税及び地方消費税に相当する額を除くこと。



第2号様式

## 相模原市SDGs連携推進事業補助金交付決定通知書

相模原市指令（S推） 第 号  
（申請人）

名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで提出のあった交付申請書については、次のとおり決定したので、  
相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

令和 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 印

補助事業の名称	相模原市SDGs連携推進事業
補助金の名称	相模原市SDGs連携推進事業補助金
交付決定額	¥ 円
交付条件	相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び 相模原市SDGs連携推進事業補助金交付要綱の定めに従うこと

第 3 号様式

## 相模原市SDGs連携推進事業補助金不交付決定通知書

相模原市指令（S推） 第 号

（申請人）

名称

代表者職・氏名

住所

令和 年 月 日付けで申請のあった相模原市SDGs連携推進事業補助金については、次の理由で不交付を決定したので、相模原市SDGs連携推進事業補助金交付要綱第6条第4項の規定により通知します。

令和 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 印

理由

相模原市SDGs連携推進事業  
計画変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

名称

代表者職・氏名

住所

令和 年 月 日相模原市指令（S推）第 号により交付決定のあった件について、  
次のとおり計画変更（中止・廃止）したいので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則  
第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

（申請の概要）

申請の種別

変更

中止・廃止

申請の理由

（変更後の申請内容）

変更前と変更後の比較ができる資料を添付してください。

相模原市SDGs連携推進事業補助金  
交付決定取消（変更）通知書

相模原市指令（S推） 第 号

（申請人）

名称

\_\_\_\_\_

代表者職・氏名

\_\_\_\_\_

住所

\_\_\_\_\_

令和 年 月 日付相模原市SDGs連携推進事業補助金交付決定について、次のとおり取消・変更を確定しましたので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第8条第4項（同規則第10条第4項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

令和 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 印

交付決定額	円
変更後の交付決定額	円

## 相模原市SDGs連携推進事業実績報告書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

名称

代表者職・氏名

住所

令和 年 月 日相模原市指令（S推）第 号により交付決定のあった事業の実績について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

### 関係書類

- 1 実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他関係書類（領収書等の写し、写真等の事業実施が分かる資料等）

# 実施報告書

事業の名称	
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日
事業の実施結果 ※実施した事業の内容、参加者数等具体的に記載してください。	
事業の成果	

※記入欄は適宜拡張してください。

※補足説明資料や画像、アンケート結果など、事業結果が分かる資料を添付してください。

## 収支決算書

## 【収 入】

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

※市補助金の額は補助対象経費以内とすること。

※市補助金の額に千円未満の補助金が生じるときは、その端数は切り捨てること。

## 【支 出】

(単位：円)

区 分	金 額	積算内訳
謝金		
使用料		
印刷製本費		
物品購入費		
通信費		
委託費		
その他経費		
計		

※消費税及び地方消費税に相当する額を除くこと。

## 相模原市SDGs連携推進事業補助金の額確定通知書

相模原市指令（S推） 第 号

（申請人）

名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日相模原市指令（S推）第 号により交付決定した補助事業については、令和 年 月 日付実績報告等に基づき、次のとおり確定したので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第15条の規定により通知します。

令和 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 印

補助事業の名称	相模原市SDGs連携推進事業
補助金の名称	相模原市SDGs連携推進事業補助金
交付決定額	円
交付済額	円
確定額	円
備考	



相模原市SDGs連携推進事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付け相模原市指令（S推）第 号により額の確定通知を受けた相模原市SDGs連携推進事業補助金について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第18条の規定により次のとおり請求します。

1 補助金の額確定額	円
2 補助金の請求金額	円
3 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定通知書の写し</li> <li>・補助金の額確定通知書の写し</li> </ul>

上記補助金は下記の口座へ振り込んでください。  
 なお、請求者と口座名義が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記口座への振込みをもって請求金の受領と認めます。

金融機関コード					支店コード			
振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協			本店 支店 支所				
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄							
口座番号								
口座名義人	フリガナ							
	氏名							

- ※ 太枠の中を記入してください。
- ※ 預金通帳等のコピー（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義）が記載されているものを添付してください。

令和 年 月 日	課名	担当	口座確認	内線
----------	----	----	------	----